

令和 5 年 2 月 1 日

東京大学大気海洋研究所
所長 河村 知彦 様

研究プラットフォーム運用開発部門
部門長 川口 勝義

航海実施中に新型コロナウイルスへの感染が強く疑われる者が発生した場合の対応方針について

標記について、これまで機構は、航海実施中に新型コロナウイルスへの感染が強く疑われる者（以下陽性疑い者）が発生した場合、航海を中断し、緊急帰港（寄港）を行い、所管の保健所による指導の下、当該陽性疑い者の搬送等を行うとともに、船上に残る船員や観測技術員、研究者等に対するスクリーニング検査等を実施してきたところです。しかし、航海の中断は、各研究者の研究活動に大きな支障をきたすことは言うまでもなく、再度航海を実施するためのシップタイム確保も、現状の運航スケジュールを踏まえれば、非常に困難な状況にあります。

オミクロン株はその特徴として、感染・伝播性が高い一方、重症化率は低い可能性が指摘されています。政府は、令和 4 年秋以降のいわゆる第 8 波対応として、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数に転じる可能性に触れつつも、令和 4 年夏のいわゆる第 7 波と同程度の感染力・病原性による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動の維持等に注力することを基本的な考え方としているところです。

機構船舶においては、（新型コロナウイルス対応）船舶運航についての方針策定以来、閉鎖空間であることを踏まえた厳しい対策をとってまいりましたが、令和 4 年 1 月に新型コロナウイルスの重症化を予防する経口治療薬を全船に搭載し、また、これまでの船内における陽性者発生事例を通じて、産業医の指導のもと船内での感染拡大防止に向けた注意点や陽性者の扱い等、適切な対応に関する知見・経験も得られてきたところです。

今般、このような状況を総合的に勘案し、改めて産業医の意見も踏まえ検討した結果、今後実施する航海において、医師の遠隔診断に基づき、陽性疑い者が発生した場合の対応方針について、以下の通り変更することと致します。

記

1. 対応方針

航海中に、陽性疑い者が発生した際、以下に掲げる条件を満たす場合は船長判断を踏ま

えて、航海を継続することができる。

(1) 安全運航等に係る条件

- ・ 当該陽性疑い者の療養（隔離）による欠員が生じても船舶の安全運航に支障がないことを確認できていること
- ・ 当該陽性疑い者を隔離できる個室を確保できること

(2) その他スクリーニング検査の実施

- ・ 当該陽性疑い者の発症日を0日目として、0日目・1日目・3日目・5日目に、当該陽性疑い者を除く乗船者全員の抗原検査を実施すること。この検査において、陽性疑い者が追加で発生した場合、医師の診断を仰ぐこと
- ・ 上記、医師の診断により、他の陽性疑い者が追加で認められ、船長により航海の続行が困難と判断された場合は、航海を中断し、緊急帰港（寄港）を行うこと
- ・ 上記、スクリーニング検査期間中に緊急帰港（寄港）した場合には、それ以降の検査は原則 PCR 検査を実施すること

2. その他

本対応方針は、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、見直しを行うことがあります。

以上